資料4-1

製品起因による事故ではないと判断した案件

	管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生 都道府県	製品起因による事故ではないと判断した理由
	I A201000059	平成22年4月7日	平成22年4月19日	石油温風暖房機 (開放式)	火災	当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	栃木県	当該製品からの出火の痕跡は認められず、当該製品に近接 して置かれていた可燃物から出火したものと判断した。
	2 A201000170	平成22年5月18日	平成22年5月25日	ガスこんろ(LPガス 用)	火災	当該製品の調理油過熱防止機能のつい ていない側で揚げ物を調理中、火災が発 生し、周辺が焼損した。		当該製品には、異常や発火の痕跡は認められず、使用者が 調理中に当該製品を点火したまま眠ってしまったため鍋内から 出火したものと判断した。
:	3 A201000177	平成22年5月18日	平成22年5月28日	ガスこんろ(LPガス 用)	火災 死亡1名	火災が発生し、1名が死亡した。現場に 当該製品があった。	愛知県	当該製品には、異常や発火の痕跡は認められず、外部から 焼損したものと判断した。
	4 A201000184	平成22年5月13日	平成22年5月31日	石油ストーブ(開放 式)	火災	当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	福岡県	当該製品に給油タンクを戻そうとした際、口金の締め付けが 緩かったため、口金が外れ、灯油が漏れて引火したものと判断 した。

資料4-2

確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、または重大製品事故ではなかった案件

	管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生 都道府県	消費生活用製品に該当しなかった、または重大製品 事故ではないと判明した理由
1	A200800679	平成20年9月27日	平成20年10月7日	油だき温水ボイラ	非火災	当該機器の点火テストを行い、しばら〈してボイラ室へ行〈と異音がして、発煙していた。	秋田県	消防で「火災」として扱われていないことが判明したため、重大製品事故でないことが確認された。 (非重大製品事故として、NITEで調査)
2	2 A200900630	平成21年7月3日	平成21年11月10日	冷却ジェルパット (枕用)	重傷1名	当該製品を使用したところ、皮膚炎を発症した。	兵庫県	当該製品は、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の対象となる家庭用品であり、事故原因が化学物質(人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質)によるものと判明したため、消費生活用製品安全法施行令に基づき危害の発生及び拡大を防止する事務を所掌する厚生労働大臣に通知した。(厚生労働省において、販売中止と使用中止及び回収について報道発表済み)(A200900632と同一事故)
3	A200900632	平成21年7月3日	平成21年11月10日	冷却ジェルパット (シーツ用)	重傷1名	当該製品を使用したところ、皮膚炎を発症した。	兵庫県	当該製品は、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の対象となる家庭用品であり、事故原因が化学物質(人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質)によるものと判明したため、消費生活用製品安全法施行令に基づき危害の発生及び拡大を防止する事務を所掌する厚生労働大臣に通知した。(厚生労働省において、販売中止と使用中止及び回収について報道発表済み)(A200900630と同一事故)
4	A200900846	平成21年11月9日	平成22年1月4日	石油ふろがま(薪 兼用)	火災	火災が発生し、現場に当該製品があった。 当該製品には他社製のバーナーが取り付けられていた。	長崎県	当該製品の缶体部分の事業者から報告されたものの、調査の過程で、他の事業者の製品であることが確認された。(他の事業者からは、報告受領予定)(当該製品のバーナー部分のA200900703と同一事故)
5	A200900960	平成22年1月21日	平成22年2月1日	石油給湯機	非火災	当該製品を使用中、異音がしたので確認 すると、当該製品の排気口周辺が焼損し ていた。	富山県	消防で「火災」として扱われていないことが判明したため、重大製品事故でないことが確認された。 (非重大製品事故として、NITEで調査)

	管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生 都道府県	消費生活用製品に該当しなかった、または重大製品 事故ではないと判明した理由
(A200901057	平成21年4月	平成22年2月23日	デスクマット	重傷1名	当該製品を使用したところ、皮膚炎を発症した。	北海道	当該製品は、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する 法律の対象となる家庭用品であり、事故原因が化学物質(人の 健康に係る被害を生ずるおそれがある物質)によるものと判明し たため、消費生活用製品安全法施行令に基づき危害の発生及 び拡大を防止する事務を所掌する厚生労働大臣に通知した。 (厚生労働省において、販売中止と使用中止及び回収について 報道発表済み)
7	A201000093	平成22年4月27日	平成22年4月28日	冷蔵庫	火災	当該製品が焼損する火災が発生した。	東京都	調査の過程で、他の事業者の製品であることが確認された。 (他の事業者からは、A201000173として報告受領済み)
{	A201000117	平成22年4月23日	平成22年5月6日	介護ベッド	重傷1名	当該製品に設置された手すりにつかまり 移動しようとしたところ、当該製品の手す り取り付け部が破損したため、転倒し、負 傷した。	広島県	当該製品は業務用として販売・使用されており、一般消費者 に向けては販売されていないことが判明したため、消費生活用 製品ではないことが確認された。
Ç	A201000125	平成22年4月30日	平成22年5月10日	靴(パンプス)	なし	当該製品を履いたところ、ヒールが折れた。	大阪府	「重傷」でないことが判明したため、重大製品事故でないことが確認された。 (非重大製品事故として、NITEで調査)
10	A201000162	平成22年5月13日	平成22年5月21日	電気カーペット	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	神奈川県	調査の過程で、他の事業者の製品であることが確認された。 (他の事業者からは、A201000180として報告受領済み)